

豊田市女性労働能力活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市女性労働能力活用事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 豊田市ファミリー・サービス・クラブ 会員による相互援助活動組織

(2) 会員 豊田市ファミリー・サービス・クラブに加入する者

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、会員の相互援助活動により、女性の社会参加の促進及び地域における連帯意識の向上を図り、住みよく明るい町をつくることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田市ファミリー・サービス・クラブとする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う事業で、次に掲げるものとする。

(1) 研修事業

(2) 啓発事業

(3) 一般事務事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち事務員手当、事務員交通費、役員手当、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、研修費、使用料、備品購入費及び負担金とする。ただし備品購入費については別表のとおりとする。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費
備品購入費	机、椅子、電話機(手数料、架設費含む)、その他事務所に必要な備品類の購入費

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、毎年度予算の定める範囲内において決定する。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、700千円を限度とする。

（交付の申請）

第8条 補助事業者は、豊田市女性労働能力活用事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という）に次に掲げる書類を添え、当該年度の4月末日までに市長に提出するものとする。

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）役員名簿

（4）会則

（交付決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を速やかに審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、豊田市女性労働能力活用事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（交付決定の除外要件）

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、規則第4条の規定により補助金等の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

（1）補助事業者の役員等（法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその補助事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）補助事業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（4）補助事業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（実績報告書の提出）

第11条 補助事業者は翌年度の4月10日までに、豊田市女性労働能力活用事業費補助金実績報告書（様式第3号）に、収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書を受領したときはその内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し、豊田市女性労働能力活用事業費補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知する。

2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の方法)

第13条 補助金は、その金額を概算払により交付する。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) 規則又は補助金等の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 決算後、補助対象経費の2分の1が補助額に満たないとき。

(3) 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業等を中止し、又は廃止したとき。

(5) 補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(6) その他補助金等の運用を不適當と認めたとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

豊田市長 様

【申請者】
所在地
団体名称
代表者

年度豊田市女性労働能力活用事業費補助金交付申請書

年度において、女性労働能力活用事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

4 添付書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）役員名簿
- （4）会則

以上

様式第 2 号（第 9 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

所在地
団体名称
代表者

様

年度豊田市女性労働能力活用事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度豊田市女性労働能力活用事業費補助金については、豊田市補助金等交付規則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長 印

記

- 1 補助金等の額 金 円
- 2 補助金等交付の条件は、次のとおりとする。
- ・この補助金は、当該事業の目的以外に使用してはならない。
 - ・事業完了後、収支決算と事業実績報告書を提出しなければならない。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

豊田市長 様

【申請者】
所在地
団体名称
代表者

年度豊田市女性労働能力活用事業費補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定のあった豊田市女性労働能力活用事業を完了したので、豊田市補助金等交付規則第10条第1項の規定によりの規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

（1）収支決算書

豊 発 第 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者 様

年度豊田市女性労働能力活用事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度豊田市女性労働能力活用事業費補助金については、豊田市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

豊田市長 印

記

1 補助金の額 金 円